

[トップページ](#) > [都政情報](#) > [報道発表](#) > [これまでの報道発表](#) > [報道発表／平成30年\(2018年\)](#) > [5月](#) > [新たに土砂災害警戒区域等を指定](#)

## 報道発表資料

2018年05月31日 建設局

土砂災害から都民の命を守るために  
新たに土砂災害警戒区域等を指定しました

東京都は、がけ崩れなどの土砂災害から都民の命を守るため、土砂災害防止法に基づき、目黒区、大田区、北区、板橋区、練馬区で「土砂災害警戒区域」を278箇所、「土砂災害特別警戒区域」を183箇所、新たに指定しました。これにより、土砂災害が発生するおそれがある区域が明らかになり、各区による警戒避難体制の整備が促進されるとともに、一定の行為の制限が行われます。

公表内容は[ホームページ](#)で閲覧できます。また、建設局河川部、目黒区、大田区、北区、板橋区、練馬区の各区役所でも閲覧できます。

東京都では、近年の土砂災害による甚大な被害を教訓に、都民の警戒避難体制を支援する土砂災害防止法の取組を推進しており、2019年度までに都内全域の土砂災害警戒区域等を指定していきます。

## 今回の指定

区市町村	所在地	区域指定箇所数	
		警戒区域	うち特別警戒区域
目黒区	駒場、大橋、青葉台、上目黒、中目黒、三田、目黒、下目黒	25	18
大田区	南千束、石川町、東雪谷、田園調布、上池台、仲池上、東馬込、南馬込、山王、田園調布本町、田園調布南、西嶺町、鶴の木、中央、池上	78	45
北区	赤羽北、赤羽台、赤羽西、西が丘、十条仲原、上十条、中十条、岸町、王子本町、滝野川、西ヶ原、田端	70	48
板橋区	小茂根、向原、大谷口、大谷口北町、志村、大原町、泉町、前野町、小豆沢、西台、若木、中台、徳丸、四葉、大門、赤塚、成増	95	64
練馬区	旭町、土支田、大泉町、桜台、上石神井、関町北	10	8
合計		278	183

※これまでの土砂災害防止法取組状況等については、[別紙](#)をご確認ください。

「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

「セーフシティ 政策の柱3 豪雨・土砂災害対策」

問い合わせ先  
建設局河川部計画課  
電話 03-5320-5394

[都の組織](#)[あなたの声をお寄せください](#)[分野からさがす](#)[イベントカレンダー](#)[職員採用](#)[都庁舎見学・展望室](#)[入札・契約情報](#)[様式ダウンロード](#)

東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 交通案内 電話：03-5321-1111(代表) 法人番号：8000020130001

Copyright (C) 2018 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

土砂災害警戒区域等について（東京都ホームページより）

